

子育て応援イベント

とき	ところ	イベント名	
4 ㊥ 10:00	豊川	BeHappy 子育てルーム (専門相談日)	
11:00	豊川	ベビーイングリッシュ	
9 ㊦ 10:30	かもめ	親子ふれあい遊び	
10 ㊧ 11:00	ひろば	制作あそび「七夕制作」	予約
12 ㊨ 10:00	小川	七夕制作	
18 ㊩ 10:30	ひろば	ミニミニ講座「ポディトーク」	予約
19 ㊪ 10:30	三角	ハンドメイド「ハーバリウム作り」	予約
22 ㊫ 10:30	かもめ	体育遊び	
11:00	豊川	ベビーイングリッシュ	
23 ㊬ 10:00	小川	フォトアルバム	予約
25 ㊭ 10:30	豊野	4・5月生まれの誕生会	予約
30 ㊮ 10:30	豊野	育児講座「おはなし会」	予約

- 三角** 三角子育て支援センター (みすみ保育園 ☎52-2108)
- かもめ** 宇城子育て支援センター「かもめ」 (かもめ保育園 ☎33-6775)
- ひろば** 宇城市子育てひろば (宇城市保健福祉センター ☎27-5353)
- 豊川** 宇城市松橋子育て支援センター豊川 (豊川保育園 ☎32-4343)
- 豊福** 豊福保育園子育て総合支援センター (豊福保育園 ☎33-4500)
- 小川** 小川子育て支援センター (百合合保育園 ☎27-5602)
- 豊野** 豊野子育て支援センター (豊野保育園 ☎45-3680)

大雨などの自然災害に備えましょう

☎ 防災消防課 ☎32-1766



梅雨の時期は、大雨による河川の氾濫や浸水被害、土砂災害が起こる可能性が高まります。いざというときに慌てないよう、日頃から情報の収集やモノの準備をして、災害に備えておきましょう。

家庭でできる備え

情報

- 大雨や台風などの情報をチェック
- 自宅や職場の周辺地域の危険箇所や避難経路をハザードマップなどで確認
- 防災ハンドブックなどを読んで、災害時の行動をイメージ

モノ

- 自宅で備蓄をする
- 非常持出品を準備(持病の薬や幼い子ども用品など、各家庭に必要なモノを)



避難所での感染症予防

避難所は多くの人が集まり、感染症のリスクが高まります。避難所に行くときは、①マスクの着用②体調管理(検温など)を行ってください。安全な親戚や知人の家への避難、車中泊なども検討しましょう。

避難に役立つ防災情報を入手しましょう

できるだけ早く”正しい”情報を手に入れ、”正しい”判断で行動しましょう。

災害時には次のサービスなどで情報を入手することができます。落ち着いて、情報を確認しましょう。

災害が発生したときにすぐ利用できるよう、事前に登録をして準備しておきましょう。



金婚・ダイヤモンド婚 プラチナ婚をお祝い

今年結婚50年・60年・75年の節目を迎えた(迎える)ご夫婦に、市から記念品を贈呈します。該当するご夫婦はお申し出ください。

◆金婚(結婚50周年)

対象 昭和45年1月1日～12月31日に結婚した夫婦

◆ダイヤモンド婚(結婚60周年)

対象 昭和35年1月1日～12月31日に結婚した夫婦

◆プラチナ婚(結婚75周年)

対象 昭和20年1月1日～12月31日に結婚した夫婦

申込方法 申込書を高齢介護課、各支所または松合出張所の窓口にて提出

申込期限 7月3日(金)

※金婚夫婦は、熊本日日新聞社の「金婚夫婦表彰」に合わせて、記念写真を贈ります。表彰式は9月30日(水)にウイングまつばせで開催予定ですが、新型コロナウイルスの影響で延期・中止になる可能性があります。※ダイヤモンド婚・プラチナ婚のご夫婦には記念品を贈呈します。

☎ 高齢介護課 ☎(32)1406

防災拠点センターの利用受け付けを開始

市内6カ所に建設中の防災拠点センターのうち、三角・不知火・豊野地区の利用受け付けを行っています。

防災拠点センターは、災害発生時には拠点避難所として、平時は防災・スポーツ文化・コミュニティ活動などを通じて市民が互助を培う場として利用することを目的に整備をしています。※新型コロナウイルスの感染状況により、利用開始時期を延期する場合があります。

地区	供用開始時期	所在地
豊野	7月20日(日)	豊野町糸石3140番地3 (旧豊野小学校跡地)
三角	7月27日(日)	三角町波多619番地1 (旧三角中学校跡地)
不知火	8月31日(日)	不知火町高良2273番地1 (旧中央公民館跡地)

☎ 生涯学習課 ☎(32)1934

令和2年度の介護保険料が確定しました

☎ 高齢介護課 ☎32-1406

特別徴収(年金天引)でない人は、納付書や口座振替で納付する必要があります。市から今月送付する「納入通知書」で納付方法を確認し、納付してください。

所得段階	対象	年額保険料
第1段階	次のいずれかに該当する人 ・生活保護を受給している ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額=80万円以下	22,700円
第2段階	世帯全員が市民税非課税	80万円超120万円以下 37,800円
第3段階		120万円超 53,000円
第4段階	世帯員に市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税	前年の課税年金収入額 + 合計所得金額 80万円以下 68,100円
第5段階		80万円超 75,600円
第6段階	本人が市民税課税	120万円未満 90,800円
第7段階		120万円以上200万円未満 98,300円
第8段階		前年の合計所得金額 200万円以上300万円未満 113,400円
第9段階		300万円以上500万円未満 128,600円
第10段階		500万円以上 151,200円